

指令水第308号

島根県松江市御手船場町575番地
漁業協同組合JFしまね
代表理事会長 岸 宏 様

貴組合の令和3年6月15日付け3漁しまね第33号による報告について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和3年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

- （1） 貴組合の令和3年6月15日付け3漁しまね第33号による報告（以下「貴組合報告」という。）の記（1）の令和3年6月9日に開催した役員推薦会議（以下「役員推薦会議」という。）における決議が有効かどうか貴組合の見解及びその理由。
- （2） 貴組合報告の記（2）及び（3）において、本人の承諾書の一部が提出されていないこと、規約第39条に規定されている役員推薦会議議長からの議事録の提出がないことを理由に、役員選任規定第3条第6項に規定する公告できないとしている。一方、令和3年6月17日に役員推薦会議の議長である大野賢三氏より役員推薦会議で決定した役員候補者について候補者本人の承諾書を令和3年6月14日に、役員推薦会議の議事録を令和3年6月16日に役員推薦会議議長より貴組合に提出した旨、承諾書の写し等を添えて書面により当県に情報提供された。貴組合報告の最後の段落「令和3年6月26日までに本人の承諾書を取り付けた役員推薦会議の報告と、議事録を得てただちに公告をします」とあるとおり、上記の承諾書及び議事録の提出があり、公告の要件を満たすことから、貴組合は、役員推薦会議で決定した役員候補者を役員選任規定第3条第6項の規定に基づき公告しなければならないと理解するが貴組合の見解及びその理由。

(3) 役員推薦会議に出席した推せん委員の人数及び代理人の出席の有無

2 報告の期限

令和3年6月23日(水)

3 報告の方法

書面(様式任意)